

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和5年度の保険料等について ～

7月に保険料額をお知らせします

令和5年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

＜保険料の計算方法＞

均等割
【1人当たり保険料】

51,892円



所得割

【本人の所得に応じた額】
(令和4年中の所得—最大43万円)
×10.98%



1年間の保険料
【限度額66万円】
(100円未満切捨)

- 1年間の保険料の上限額は、66万円になります。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 「所得」とは前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆ 保険料の軽減

① 均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

昭和33年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
	令和5年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+(52万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。（51,892円→25,946円）

※ 被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◆ 保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)
ただし、次の(1)～(3)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりませ
ので、「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

- (1)介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金
の受給額の半分以上を超える方
- (3)新たに制度に加入された方の半年の期間

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

◆ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は住民課戸籍年金医療グループへご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し
保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

■ ジェネリック医薬品の利用について ■

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医
薬品)があります。ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にそ
の旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口に「希望カード」を提示することにより願
いすることができます。

「希望カード」が必要な方は住民課戸籍年金医療グループまでお問い合わせくださ
い。

◆ 効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている
安全なお薬です。

※ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆ 価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬
より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

■ 病院にかかるときはこんな点に気をつけましょう ■

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、
病気に向き合っていくようにしましょう。

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 具合が悪いときには早めに受診し早めに対処しましょう。
- 同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館6階

【電話】011-290-5601

剣淵町役場

住民課戸籍年金医療グループ

【電話】0165-26-9026(直通)

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
	令和5年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+ (28万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+ (52万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割